

令和4年3月24日

唐澤佳秀法律事務所
弁護士 宮井麻由子 様

上田市長選挙 立候補者 井上はるき
(FAX0268-71-5247)
(info@inouedan.com)

レインボーフェローズ長野公開質問状に対する回答について

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

令和4年3月22日付の標記の件について別添のとおり送付いたしますので、ご査収
ください。

よろしく願いいたします。

送信枚数（送り状を含め3p）

公開質問状に対する回答について

1 上田市でのパートナーシップ制度について

(1) 上田市におけるこの制度の認知度が令和2年度実施した男女共同参画に関する市民意識調査市民の間では低かったことを踏まえ、まずは講座などを通じて市民の皆様への理解促進から進めていきたいと考えています。

住民一人一人が個性と能力を発揮できる社会の構築に向けて、LGBT法案の動向等も見極めながら、あらゆる性的指向の人々を包摂した地域づくりに向け、施策を展開してまいりたいと考えております。

(2) まずは、市民の理解促進から進めていきたいと思っておりますので、今後制度化に向けて議論をしていきたい。

2 性の多様性に関する条例について

(1) 上田市には人権尊重のまちづくり審議会があり、人権尊重のまちづくりのための施策を総合的に調査、審議をしていただくために設置をしています。

性的マイノリティーはその概念も含めて市民に広く認知されているとは言えない状況であり、審議会において、専門的知見を有する方とともに、条例の制定に向けて、深く掘り下げていただき、検討していきます。

3 学校現場の取り組みについて

(1) 学校教育の現場では、性的マイノリティーに関しては、当事者の性に対する考え方や思いの多様性を尊重し、互いの人権を認め合うことが重要であると考えています。

教育委員会では、市内中学校や公民館等におきまして、性的マイノリティーに関して「当事者として苦労したこと」、「あなたは一人じゃないから」などと題した講演や人権講座を開催し、当事者の方から話を聞くなどの活動をしているところであり、今後も継続してまいります。

4 相談窓口について

第3次上田市男女共同参画計画では、悩み事、人権、性、暴力、セクシュアルハラスメント等についての相談体制の充実を図ることとしており、市民プラザ・ゆうを初め、健康推進課、子育て・子育て支援課等の各課に相談窓口を設置しています。

市民プラザ・ゆうの相談窓口は、いわゆる社会的性差別等の視点を持って相談の対応に当たっています。LGBT当事者の方の相談や法律相談の窓口も設けており、女性弁護士による人権救済にかかわる相談ができる体制で対応しています。

5 啓発活動について

性的マイノリティーに関しましては、当事者の性に対する考え方や思いの多様性を尊重し、互いの人権を認め合うことが重要であると考えています。

現在、企業人権セミナーにおいては、「LGBTも働きやすい職場、生きやすい社会をつくろう」と題した講演会などを行い、性的指向の多様性、性自認を受容する社会の実現に向け研修を実施してきました。

また、学校、地域、職場等様々な場を通じて性的マイノリティーに対する理解が広げられるよう教育、啓発を行ってまいります。

6 性的少数者の権利向上に向け、その他に検討されていること。

上記のとおりです。

7 国の婚姻制度について

婚姻は両性の合意のみに基づいて成立するものであり、具体的な要件を民法及び戸籍法で定めています。市町村では婚姻届が提出された場合、民法及び戸籍法に基づき審査を行い、現行法制度の下では、同性のカップルからの婚姻届が提出された場合は受理することはできませんので、今の段階では反対です。

8 主要政党が準備している性的少数者への差別禁止や理解増進を図る法案について

LGBT法案の今国会への提出が見送られることになった。差別や偏見の解消へ向けて一步を踏みだす法律となるはずでしたが「差別は許されない」という性的少数者への差別禁止を盛り込んだ上で法を成立させるべきだと思えます。

安曇野市の改正条例案の前文

全ての人が、年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、多様性を認め合い責任を分かち合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことが、目指すべき方向である。一人一人の違いを認め合うことが、多様な生き方を選択できる社会の実現につながる。

安曇野市は9日、市男女共同参画推進条例を改正し、性的指向や性自認、国籍の違いや障害の有無による差別の禁止を明文化する「市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例」案を発表した。県や市によると、LGBTQなどの性的少数者や外国人らへの差別禁止を包括的に記した条例は県内初。市は...